

2024年7月25日付 外国法人の駐在員事務所の設立と管理に関する計画投資省大臣合意（改正）（No.1839/MPI）

第3条 用語定義

多国籍企業（Transnational Corporation-NTC、もしくは Multinational Corporation MTC）とは、莫大な資産を有し、国際機関からの証明がある多くの国に登録された企業もしくは、一つの国や地域に本社が無い企業を指す。

第5条 駐在員事務所の種類

3種類とする。

第1種：商業、投資、サービスなどの情報収集、政府や民間との調整を行い、投資の決定のために外国の親会社へと情報を提供するための駐在員事務所で、投資奨励法や関係法律に従い、ラオスでの投資や事業開発の準備のために、親会社、グループ企業、支社などへの相談役や調整役となる。

第2種：政府との間で外国の親会社が締結した MOU やコンセッション契約の遂行のフォローや政府や民間機関との調整において、親会社の代表として活動する駐在員事務所。第2種の駐在員事務所は、MOU やコンセッション契約が定める権利の範囲内で活動する必要がある。

第3種：商業、サービス、その他のビジネスにおいて親会社とラオスの個人・法人・政府・民間との調整役となる、親会社の代表としての駐在員事務所。第3種の駐在員事務所は、親会社もしくは外国の多国籍企業グループの事業範囲内のみで活動しなければならない。またラオスの法律に従わなければならない。第3種の駐在員事務所は、国際機関リストに掲載される親会社もしくは多国籍企業（NTC、MTC）のみに許可される。

あらゆる種類の駐在員事務所は、直接的な売上もしくは利益をもたらすビジネス活動の権利を有さない。

第6条 設立申請

外国法人は、計画投資省投資奨励局投資ワンストップサービス室へと申請する。

第8条 設立条件

1. ある国に合法的に登録された外国法人で、事業実績や法人として2年以上経過していること。
2. 株式会社、国営企業、上場企業としての企業形態を持つこと。
3. 外国の親会社からの設立に関する合意や申請書があること。
4. 外国の親会社の活動事業に沿った、もしくは事業上強みを有するその他の事業、もしくは親会社とラオス政府との MOU や契約に沿った明確な目的を持つこと。
5. 駐在員事務所の登録資本金は 20 億キープ以上とすること。
6. 文書による親会社からの駐在員事務所の代表者任命書があること。
7. 親会社の代表としての個人と親会社の明確な履歴があり、国際的もしくはある国の刑事罰を受けていないこと。
8. 過去に駐在員事務所の許可証を持ち、期限が切れたもしくは閉鎖した場合、2年以上経過後に再度、駐在員事務所を開所することができる。

第11条 権利

1. 投資の情報収集や投資方法の調査のために、中央や地方の関係機関や部署との調整を行うこと。親会社のグループ企業や支店への相談や調整を行うこと、第5条に従い親会社が政府と調印した MOU や契約の条件にもとづき政府や民間企業と調整を行うこと。
2. 投資方法の調査情報やビジネス活動に関連する情報を親会社へと提供すること、駐在員事務所の設立の目的に沿う形で親会社が政府と締結した MOU や契約にもとづくプロジェクトの進捗状況を親会社へと提供すること。
3. 5名を越えないラオス人や外国人を雇用する、ラオス人の雇用を優先すること。外国人職員は3分の1を超えないこと。
4. ラオスの法律に従い、保護や奨励を受けること。

第12条 義務

1. 登録資本金を設立許可の取得後30日以内に支払うこと。
2. 設立許可証を受けた後60日以内に、事務所と看板（ラオス語と英語）を設置すること。
3. 新聞やその他のメディアで駐在員事務所の開所を通知すること。
4. ラオスの商業銀行で口座を開設すること。
5. 監督・監査に対して資金供与を行うこと。
 - 第1種：200万キープ/年
 - 第2種：400万キープ/年
 - 第3種：2,000万キープ/年
6. 法律に従い、税務やその他の義務を果たすこと。
7. 6カ月、12カ月ごとの活動報告と財務報告を投資ワンストップサービス室へと、規定のフォームに従い提出すること。
8. 組織、登録資本金、定款、活動範囲の変更時には、投資ワンストップサービス室へと親会社の合意後30日以内に申請し、承認を受けること。

上記第5項の義務の実施は、国庫の投資奨励局の専用口座へと振り込む。第6項、第7項については財務省の法律に従う。

第13条 期限

第1種：1年間、3回の延長が可能、1回あたり1年。親会社の投資許可と法人登録が完了すれば、駐在員事務所は活動を停止し、投資ワンストップサービス室へと閉鎖を申告すること。親会社が新規もしくは既存設立企業の10%未満の資本しか持たない場合、親会社は駐在員事務所を保持できる。

第2種：1年間、延長は1回あたり2年、MOUや契約の期限までとする。MOUや契約が終了した後、駐在員事務所は活動を停止し、投資ワンストップサービス室へと閉鎖を申告すること。

第3種：3年間、延長は親会社の申請により1回あたり3年もしくは1年。

第22条 特定の措置

禁止事項に違反し、警告に従わない場合は以下の罰則を受ける。

-許可を得た目的に従わない活動が見つかった場合は、1億キープの罰金

-駐在員事務所の許可証の変更・偽造・他人への貸与が見つかった場合は、5,000万キープの罰金

-2回目の違反は2倍、3回目の違反は3倍の罰金、無条件の事務所の閉鎖と事務所の再設立の権利を失う

第24条 効果

2018年7月30日大臣合意1815を置換し、署名日より効力を発する。

以上

【免責条項】

この日本語訳は、ラオス政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロ・ピエンチャン事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本URLは2025年1月9日時点で有効であることを確認しておりますが、今後URLが変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

https://investlaos.gov.la/wp-content/uploads/2024/07/Agreement_1839-20240725.pdf